# 月例総会議事録

2 開会日時及び場所

令和6年2月16日(金) 午後2時20分

防府市役所1号館3階南北会議室

- 4 委員氏名
  - (1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (4番)関谷 芳広

(5番)原田 政祥 (6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (8番)田村 正信

(9番)松田 祥治 (10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初惠

(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭

(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

- (2) 欠席者(0名)
- 5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 栗原 努

" 事務局長補佐 山口 佐貴子

" 農地振興係長 重村 郁子

" 書 記 福田 謙一郎

書 記 髙橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附 則第5条により改正前の基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

議案第12号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附 則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農 用地利用集積計画の公告)

議案第13号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用集積等促進計画の公告)

議案第14号 非農地判定について

報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第11号 農地法第18条(通知)

報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第13号 許可取消申請について

報告第14号 届出取消申請について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

15番 弘中ヨネ子委員

16番 原田 道昭委員

# 午後2時20分開会

○事務局 皆さん、お待たせしました。それでは、ただいまから令和6年2月の月例総会を開催いた します。

本日は、御欠席の委員さんはおられませんでした。過半数の委員が御出席でございますので、防 府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立しておることを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 時間も押してまいりましたので、早速議事を進行していきたいと思います。

本日の議事録署名委員さんは、15番の弘中委員さんと16番の原田委員さんにお願いします。 よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第9号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は1ページ、資料も1ページからになります。

議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は4件です。権利内容は、所有権の移転が3件、使用貸借権が1件です。譲渡理由につきましては、耕作困難が3件、水利組合の財産整理が1件です。譲受理由は、相手方の要望によるものが2件、新規就農が2件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いします。

- ○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。
- ○5番 5番、原田です。議案第9号の1番は、所有権移転の申請です。現地確認は2月7日に木原 小委員長及び事務局とともに実施しましたので、調査も含めて報告します。資料につきましては 、1ページから4ページとなっています。

2ページと3ページを開いて見ていただいたらと思います。申請地は、----から西側にある

2種農地になります。--という地区です。この申請地とそれから隣接する----、右上です。この農地につきましては、譲受人が稲作をずっと行っておりまして、---から引き継いだものということでございます。この隣接する----の農地の所有者は--の名義となっておりますが、主な作業につきましては譲受人が行っておるという状況です。今回の所有権移転は、譲渡人が太陽光発電設置の話を譲受人に相談したことから始まりまして、最終的に双方で売買がまとまったということです。

4ページの営農計画書について、調査をそれぞれ実施しまして、問題なしというふうに判断して おります。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、大きな倉庫を持っておられまして、機械の保管をされております。労働も確保されており、農地の全てを効率的にできると考えます。

次に、4号の農作業常時従事要件について、譲受人は-----に勤務されておりますが、-とそれから-が近くに住んでおられまして、共に農作業を行っており、問題ないと思われます。

それから次に、6号の地域との調和要件について、支障がないと判断しております。

それから、2号、3号、5号につきましては、該当しておりません。審議をよろしくお願いしたいと思います。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

#### (賛成者举手)

- ○藤井会長 ありがとうございます。全員挙手ということで、1番、承認いたします。続きまして、次は地元委員さん、説明をお願いします。
- ○2番 2番、石川です。議案第9号の2は、所有権移転の申請です。第3条は事務局は現地確認に 行かれないんですが、今回は一緒に行きました。昨日、見に行きました。きれいに整地がされてい ました。場所については、----の北側の-----から--の----のすぐ近くになります。資料 は、5ページ、6ページ、7、8ページです。

申請地については、この9ページ、緑色で囲まれたところなんですが、譲受人の家はすぐ左側に――を今回されます。そのため、一緒に隣も譲り受けたということで新規就農となっていますが、下限面積がないので農地が買えたということです。

農地法第3条の第2項についての報告ですが、1号の全部効率利用要件については—でされるということなので、それと機械なんですが、機械は全く持っていらっしゃいませんが、面積が小さい

ので多分大丈夫だろうと思います。昨日も、畝まできれいに立てていらっしゃったので大丈夫と思います。機械が要るときには----のほうの----のところにあるということで、そこで借りるということでした。

それから、2号、3号については該当しません。

4号の農作業常時従事要件についても直近ですので、特に問題はないと思います。

5号ですが、転貸というのも該当はしないと思います。それから、地域調和要件については、特に周りに農地がないので、問題は起こらないだろうと思います。水路が通っているだけで周りには 農地がありません。以上ですが、皆様の御審議よろしくお願いします。

- ○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。
- ○6番 石川委員さんのおっしゃることに異論はないんですが。ただ、ちょっと営農計画書で地域調和要件に何も記述がないのが気になっておりますが、この人物はいろいろな奉仕活動とかやらそうと思ったらやると思いますので、ぜひその辺のことを申し添えて指導していただくとすごくいいのかなあと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。
- ○藤井会長 地元委員さん、何か御意見ありますか。
- ○2番 ――とはちょっと話をしたので何とも言えませんが、そのときに一生懸命やりますということだったので、趣味の園芸というか、そういう感じですから特には問題がないと思います。市街化区域ではないのかなあ、まあそんなところです。周りは全部家なんですよ。
- ○藤井会長 ということですので、よろしくお願いします。

ほかに御意見ございませんか。

## (「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

## (賛成者举手)

- $\circ$ 藤井会長 ありがとうございます。全員挙手ですので、2番は承認いたします。
  - 続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。
- ○5番 5番、原田です。議案第9号の3番は、――への使用貸借権の申請です。現地確認は2月 7日に木原小委員長と事務局とともに実施しましたので、調査と併せて報告します。資料につきま しては、9ページから12ページに記載してあります。

では、10ページと11ページを開いていただいたらと思います。申請地につきましては、----の西側にあるということで、申請地という印刷がされておりますが、そこは----の 資料になります。1種農地です。申請地は保全管理がされておりまして、譲渡人による雑草の処理がされておりました。 それから、先ほど言いましたように、譲渡人と譲受人の関係は——ということで相続関係にありま して、ひとまず耕作権を移すということになろうかと思います。

11ページのほうですが、申請地の北側に----の宅地がありまして、これは譲渡人の--で今は 空き家ということで、ここに倉庫がついております。譲受人は、ここを利用して住居も移したいと いうふうに思っておるようです。

それから、営農計画書なんですが、12ページについている計画書につきましては、今日お手元 に行っているものがあると思うんですが、それは差替えということです。

このことについてちょっと説明しますが、2月の7日に現地確認した後、2月の9日にこの営農計画書について、農機具はどこにあるかということで訪問しまして――に譲渡人の家が構えておられまして、ここを訪問して面談することができました。結果、稲作をする機械はほとんどないということで、そこで言われたのは耕運機があるということで家にはモアが一、二台置いてあったというふうな状況で、譲渡人の話ですが、稲作ができないということで畑作に変えたいという話をちょっとされました。譲受人本人ではないということであることから、譲受人に確認したいということで伝えて、その場を離れて帰ったということです。

その後、2月の11日に電話で譲受人本人に確認してみたところ、稲作の機械類は用意できないということから、野菜に変えたいという説明がありました。このことについて、木原小委員長とも事前にちょっと相談しまして、営農計画書を再提出させたらどうかというふうなことで相談しまして、譲受人にそれを伝えたところ、本日、差替えがあったということになります。

この計画書につきましては、2月の14日に提出があったこともあり、もう一回確認したいということで、その日の夜、---で譲受人と面談し、行っております。それで報告すると、まずは作物及び利用計画のところなんですが、3月または4月から野菜の栽培を始めたいと。それから、-----にあるんですが、-は野菜作りを経験しているというふうな話がありました。

それから、農機具の購入については15馬力のトラクターが置いてあって、それから草刈り機も 小さいのはあったということで確認をしております。

次に、農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず最初に、1号の全部効率利用要件についてですが、営農計画書の内容の変更に若干疑問を持っております。それから、反対に----でもありますし、今から先、農地と向き合うことと今後の地域の担い手となることを、-----ことから期待します。

次に、4号の農作業常時従事要件についてですが、譲受人は----がありまして、休日につきましては----ということですが、----ですから、その補助は見込まれるということです。

それから次に、6号の地域との調和要件についてですが、当地区は——という地区なんですが、 ここには農業の指導者がたくさんおられるということで、それから推進委員も当地区から出られて おりますので、その辺はうまくやれるのかなというふうに考えております。2号、3号、5号については、該当しておりません。御審議よろしくお願いします。

- ○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。よろしいですか。この農地は今、保全管理されておるんですよね。
- ○5番 されております。
- ○藤井会長 これはどなたがされておるんですか、今現在、
- ○5番 現地確認に行ったときには多分、----からモアを持っておられますので、それと---をされていましてトラックも持っているんです。運んできて多分されたんだろうというふうに思っています。
- ○藤井会長 新規就農者として、これから地域に貢献してもらいたいとは思いますので、今のお話ですと当面は最低限の農地としての維持はできるかと思いますので、今後に期待するということで地域の農業委員の方にも注意深く見守っていってあげたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

よろしいですかね。

# (「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 ほかに御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願い します。

## (賛成者举手)

- $\circ$ 藤井会長 ありがとうございます。全員挙手ですので、3番は承認いたします。
  - 続きまして、4番、地元委員さん、説明よろしくお願いします。
- ○9番 9番、松田です。議案第9号の4番でありますが、現地確認を2月7日に木原小委員長と事務局2名とで行いました。

現地は、----から西へ--mぐらいのところにあります。その土地はもともとその前に---の池といいまして、農業用水の池があります。この土地のもともとそこの所有でしたが、今回その水利組合が解散しまして譲受人のほうに渡すということになったようです。この土地の譲受人はもう----もここに住まわれていまして、私も今回初めて知ったというか、今までは--でこの土地に住まわれていたようです。

第1号ですが、全部効率利用要件についてですが、農機具も保有されておりまして、もう長年や られているということで問題ないと思います。

4号の農作業常時従事要件については、これはもう家のすぐ裏なので毎日のようにできると思います。

6号ですが、地域調和要件ですが、もともとここに住まわれているので、これも問題ないと思い

ます。

以上のことから、農地法第3条第2項に該当せず、許可要件の全てを満たすと判断します。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

# (賛成者举手)

○藤井会長 ありがとうございます。全員挙手ということで、4番、承認いたします。

続きまして、議案第10号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の修正をお伝えいたします。お手元に修正の一覧表を配付しておりますので、そちらを御覧ください。

議案書の2ページ、受付番号1と4ページの受付番号9が保留となっております。

続きまして、資料の修正です。資料集のほうを御覧ください。

資料集の12ページ、営農計画書が差替えとなっております。

それから、資料の27ページ、土地利用計画図が差替えとなっております。

それから、50ページ、事業計画書、こちらの申請地の利用計画欄の文言を修正させていただいております。「駐車スペース100 m²」とあるのを「駐車・メンテナンススペース300 m²」に修正しております。

続きまして、51ページは、土地利用計画図の差替えになっております。

続きまして、70ページ、周辺への説明、こちらは差替えをさせてもらっております。

続きまして、74ページ、事業計画書、こちらの項目の中で関係する通路・水路等の管理者の承認の状況内容、それを修正しております。これも差替えております。

差替えは以上で、追加の資料が2点ほどございます。

議案第10号、受付番号2の27ページの後に追加させていただいておりますのが、追加①と書いたものがございます。こちらを農地転用に関する同意書を追加で配付させていただいております。

続きまして、受付番号8、77ページのあたりですが、資料の追加で、これにつきましても周辺 への説明資料を追加させていただいております。修正は以上になります。

それでは、議案の御説明をいたします。議案書は2ページ、資料は17ページからになります。 議案第10号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は 2件の保留を除き8件です。この8件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が7件、自己用住 宅及び貸事務所の敷地拡張が1件です。

受付番号1は、保留となりました。

受付番号2、太陽光発電設備です。資料は23ページです。農地の種別は、集団農地面積 0.47haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号3は、こちらも太陽光発電設備です。資料は31ページです。農地の種別は、集団農地面積5.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4、自己用住宅及び貸事務所の敷地拡張です。資料は39ページです。農地の種別は、 集団農地面積0.2 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号 5、太陽光発電設備です。資料は 4 7ページです。農地区分は、集団農地面積 1.4 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号6、太陽光発電設備です。資料は55ページです。農地の種別は、集団農地面積 1.6haの農地で、----から390mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種 農地と判断します。

受付番号7は、こちらも太陽光発電設備です。資料は63ページです。農地の種別は、集団農地面積45.3haの農地で、----から390mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号8、太陽光発電設備です。資料は71ページになります。農地の種別は、集団農地面積45.3haの農地で、----から320mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号9は、保留となりました。

受付番号10は、こちらも太陽光発電設備です。資料は87ページです。農地の種別は、集団農地面積3.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○藤井会長 それでは、2番、地元委員さん、説明をお願いします。
- ○5番 5番、原田です。議案第10号の2番は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備の設置のため、売買で所有権を移転し、転用したいという申請です。現地確認は2月の7日に木原小委員長及び事務局とともに実施しましたので、調査も含め、報告します。資料につきましては、23ページから30ページと、今日追加で出されました2枚目の表と4枚目に資料がありますので、それぞれ見ていただきたいと思います。

24ページと25ページを開いていただいたらと思います。申請地につきましては、------から西側にある2種農地で---という地区にあります。申請地は、北側隣接の農地は保全管理が行われ、南側が-----の農地は稲作が行われております。

申請地を含む農地なんですが、御覧のように、幅の広い2本の川に挟まれておるというふうなと ころで、この南側に接する農地が1番の影響地になっておるということです。

この農地の所有者は、チラシが届いたときぐらいから稲作への影響が非常に大きいということを訴えておられまして、特に作業で旋回する機械の阻害と収量減、それから品質低下というふうなことを申されておりました。これをもとに、業者である-----、この----がまわってきておりましたので、ここと要望の交渉を4回行っておられました。

話をすれば長くなるんですが、省いて。内容については、フェンスの位置とパネルの向きの変更ということで、最終的にフェンスの位置は境界より1m下げる、それからパネルの向きは南向きから東向きに変更することでまとまったということで、農地の所有者は太陽光発電設置の承諾書に署名をしたということで、本日出されている書類はそういったものの書類になるかと思います。

2枚目が、当初の計画とパネルの向きが変わっておると思います。

それから、4枚目に同意書がついて、その裏側に上空から撮った写真がついております。確認していただいたらと思います。

内容につきましては以上です。審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

## (賛成者举手)

- ○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。
- ○13番 13番の熊安です。31ページを御覧ください。議案第10号の3は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電のための所有権移転をしたいという申請です。現地確認を2月9日14時30分、事務局お二人と会長、私の4人で行いましたので御報告いたします。

現地は、----から---m西になります。電話にて、譲渡人の方、譲受人の方、・------さんのお三方のお話を伺いました。譲渡人の方は、広い農地を1人で管理されていますが、この農地は集団農地をたくさん持っておられるんですが、離れていて管理に困っておられたそうです。そこに太陽光のお話が出てきて、すぐにオーケーされたそうです。

38ページを御覧ください。2月15日に譲受人担当者と連絡が取れ、近隣住民、隣接地の所有者さんとも了承が得られたとのことです。会社の電話番号が――の固定電話でしたので、担当者の携帯番号を載せてほしいこともお伝えいたしました。大きな会社の方が電話を取られても、回し回しで時間がかかってしまいました。挙げ句の果てに担当者は――におられるとのことで、もっとス

マートに連絡が取れたらと思いましたので、どうぞこの件よろしくお願いいたします。

担当者から、年3回の草取りと表示名義の件、水利関係、自治会との協定書も作られたそうです。

この農地は2種農地で集団農地面積5.4 ha、いずれの法令にも該当しない農地です。また、一般基準も転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当するものと判断いたします。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

# (賛成者举手)

- ○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。
- ○9番 9番、松田です。議案第10号の4ですが、先ほど第3条のほうで承認いただきました、その土地であります。その土地を自己用住宅及び貸事務所の敷地拡張にあげたいということです。この土地にはもう――年以上も住まわれていまして、その頃から――――さんをやられていまして、自宅の横に事務所を造られておりました。それをもうずっとその土地でやられていましたので、今回その現地を所有権移転に伴いまして見に行ったところ、ちょっと資材置場とかそういうふうになっていましたので、その辺は始末書を出されたそうなので、その辺のほうは大丈夫かと思います。皆様の御審議よろしくお願いします。
- ○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

### (賛成者举手)

- ○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。
- ○5番 5番、原田です。議案第10号の5番は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備の設置のため、売買で所有権を移転し転用したいという申請です。現地確認につきましては、2月7日に木原小委員長及び事務局とともに実施しております。調査も含めて報告します。資料につきましては、47ページから53ページに記載しています。

では、48ページと49ページを開いていただいたらと思います。それから、追加の資料が2枚

目の裏側についております。申請地は、----から西側にある2種農地で、--という地区で す、申請地は保全管理で、隣接地は南側で一軒だけ稲作をされている方になります。

それから、----、右側のほうですが、ここはもう太陽光発電が設置されております。あと残りはずっと農地があるんですが、保全管理というふうになっております。

ちょっと問題がありまして、50ページに事業計画書があります。申請地の利用計画というところに面積が記入されております。敷地面積は $----m^2$ で太陽光パネルの面積が $---m^2$ ということで、ここで設置のあれを計算すると16.4%ということです。前回のとき20%以上であればというふうな話もあったかというふうに思いますが、それ以下ということで、ここに駐車場のスペースをつけようというふうなので今日出ているのが、この差替えの裏側です。

2枚目の裏側です。そこに駐車場があります。ちょっと面積が書いていないので分からないんですが、初めのほうで見てみても $100 \,\mathrm{m}^2$ ぐらい、1aですか、取っておられまして、ここで計算しても17.1%、今日出されている資料で見ても3aぐらい、100坪くらいあるんじゃないかと聞いておりまして、それで計算しても3620は切るんじゃないかなというふうに思われます。駐車スペースの取り方にも問題があるんですが、20%を切った案件ということでございます。

隣接土地の所有者の承諾条件につきましては、53ページについております。御審議よろしくお 願いしたいと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

今、事務局と地元委員さんから説明がありました。建蔽率が16.4%ということなんですけれども、ぜひ皆さんの御意見をお伺いしたいのは、この16.4%をどう判断するかということになろうかと思うんですけれども、その辺を含めて御意見をお伺いします。

- ○2番 2番、石川です。第3条でも全部効率利用要件、効率的な利用を求めるので、この場合もある程度の効率というのを求めるべきだと思うんですが。ただ、今日出た図面と前の図面を比べて初めは3列やったのが4列になっちょるんですが、その辺で計算が何ともしづらい状況なので、取りあえずその辺を正していただいて、次回にというのがいいんじゃないかと思います。パネルを増やせばいいんじゃないかなと。よろしくお願いします。
- ○藤井会長 事務局、現時点でこの修正の図面で計算すると、建蔽率はどのくらいになっているんですか。
- ○事務局 駐車場メンテナンススペースを300m<sup>2</sup>ということで計算しますと、角度とかも含めて計算して18.9%になります。以上です。
- ○藤井会長 今、石川委員から御指摘のあった、この新たな設置形状で見ても18.9%ということですので、それを踏まえてちょっと御検討いただければと思います。これは保留で再提出の意味もあまりないと思いますので、現時点で分かっているところでございます。

- ○2番 18.9%だったらこの面積は必要ないんじゃないかと思いますし、おまけにNon-FIT なので発電量が増えてもどうにかなるんじゃないかと思うので、やっぱり効率を要求するべきだと 私は思います。
- ○藤井会長 今お話しありましたように、もともと16.何%がちょっと面積、設置場所を変えて 18.9、この多くはもともと予定しとった駐車場が100m²だったのが300m²に大きく取っ て、なおこういう状況ということですので、その辺のところも含めて今、石川委員さんは農地の有 効利用に関して問題があるんじゃないかという御意見なんですけれども、ほかの皆さん方、何か御 意見があればお伺いしたいと思いますけれども、どうぞ。
- ○5番 前回のときも影をつくってのけて、その設置割合を上げるというふうな問題が私のところから出ていたというふうに思います。やはり駐車場も同じような感じで、駐車場のスペースそのものについても上限を設けたりして、その設置の割合についても下限・上限を設けるというふうな形である程度は指定していかないと、例えば何ぼでも設置割合が下がってくると。

例えば50 a ぐらいの面積で、この規模の太陽光がでてきたと、それをやめらすというか、考え直させるということができなくなると思うので、ある程度はここの場ででも―議員さんの前でこんな話をしたときには、何かあまり取り上げてもらえなかったりもするんですけれど、ここではある程度その辺決めておく必要があるんじゃないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○藤井会長 今の御意見に対して皆さん、いかがですか。どうぞ。
- ○10番 10番、貞平です。先ほどから言われているこの建蔽率という話なんですが、これは意味が分からんのでと実は思っております。これはどういう意味で建蔽率をいう必要があるんでしょうか。
- ○藤井会長 これは県が定めておるというか、一応目安にしておる転用の面積に関する縛りなんですけれども、事務局、その辺のことを説明してあげてください。
- ○事務局 今回この建蔽率といいますのは、パネルの設置割合ということなんですけれども、パネル 1枚当たりの大きさに設置角度を考慮して、その1枚当たりを設置したときの面積掛ける枚数で設 置割合というものを算出しています。これは数字が多ければ多いほど、その農地に対して有効的に パネルを配置されておるわけですが、農地を有効的には利用されているということで判断しており ます。
- ○藤井会長 その22%というのが知りたいんです。有効に使っていただきたいというお話ですよ ね。

それで、22%という数字の根拠をちょっと事務局、説明してあげてください。

○事務局 22%に関しては公的なものというわけではないんですけれども、これは山口県の農林水 産部の団体指導室のほうで農地法関係事務の事務処理要領というものを出しております。これに基 づいて農地転用のほうの審査を行っておるんですけれども、その中にあくまでも参考ということで つけております。

一般的な住宅、自己用住宅等を建てるときの適正な敷地面積ということで、農家でない方への自己用住宅もしくは建売住宅の場合はおおむね500m<sup>2</sup>以下で、建蔽率は22%以上であるというのが主な要件として参考までに記載されております。なので、これを太陽光の場合はちょっとこのルールがこちらの事務処理要領にも記載されておりませんので、これを準用して判断しているというところです。

- ○10番 10番。建蔽率の話やろう、今のは。
- ○事務局 はい。
- ○10番 調整区域の建蔽率だね。
- ○事務局 はい。
- ○10番 建築上でいきゃあ70以上あると。
- ○事務局 はい。
- ○10番 だから、22というのがわし、よう分からんかったので。抑えるのか、例えばこの建蔽率をそのまま太陽光に利用するか、それがよう分からん。調整区域の建蔽率が70までオーケーだから、調整区域においては。だから、40が一番厳しくて第1種住居専用地域であるのが40。だから、これはちょっと根拠がおかしいんじゃないかと思うんだよね、22と。それで22でいいという話、これがよう分からんかったの。そういうことで22でいいっていう話は。
- ○藤井会長 決まっとるわけじゃないけれど。
- ○事務局 そうですね、決まっとるというか、あくまでも法律とかで明文化しているものではないということ。
- ○10番 だから、22%以上が......。
- ○藤井会長 だから、それでは22%以上は確保してくださいよというのに、大ざっぱな目標として22%の建物の建蔽率がある。太陽光に関してそれは全然ないけれども、それに準じて少なくとも20%の農地の利用はしてもらえないかということなんですよ。土地の有効利用の面から考えてどうなのかということ。
- ○事務局 何かしらルールを定めないと、例えば極端な話、3反ぐらいの田んぼにパネルをちょこっとだけ置いて、転用とかってなったときは全体に転用が認められるのかというところもありますので、何かしらルールをということで結局ルールとしてははっきりと決まっているわけじゃないです。その中でも試行錯誤しながらやっている数字というのが、この22%というところではあります。
- ○藤井会長 県内でも大体その22というのを目安に審議はされておるようです。中には先ほど具体

的にありましたように、日影の問題をどう管理するかということから、自主的に20を割っているようなことも出てくる例もありますけれども、基本的には22の線で判断はされております。山口県内.

- ○事務局 おおむね県内で22なんですけれども、一部、田布施町が30%ということでルールを定めて運用しております。それ以外は大体22で。ちょっと会長がおっしゃったように、22を下回った場合でも条件によっては許可をしているところもあるということで伺っております。
- ○藤井会長 この件に関しましては先般、議員さんの条例制定に向けた取組の中で、農業委員の意見 も聞きたいということで話合いに加わったんですけれども、一応この建蔽率の問題も何か目安を作 っていただきたいというお願いはしたところでありますけれども、最終的にどうなるかはちょっと 分かりません。

そういうことも含めて私としては防府市も22%、この数字がどうかという根拠はないという説明でしたけれども、ある程度は農地を有効的に使ってもらいたいという観点から、その辺のところではゆずらないほうがよいんじゃないかなという思いは持っておりますので、その辺のところも含めてほかに皆さんの御意見があればお伺いしたいと思いますけれども、どうですか。

○5番 5番、原田です。先ほども申し上げましたが、その農地の面積がありますよね。そこから除外して影とか今回の駐車場とか早く言えば分母から除外して計算するというふうなことで、それがある程度は歯止めがなかったら、それこそ半分駐車場に取るとか日影に取るとか、そういうふうな感じで、その面積から外されて計算するというふうな手法に変わってくるんじゃないかと思うんですよね。ですから、その面積とパネルの面積、そういった関係で駐車場やら除外するところについては、また別なものとして設けると。

多分あとで9号のところですかね、議案第10号の9番です。これとほぼ面積も、それからパネルの面積も同じようなのが後で出てきますので、またそのときも話も出てくると思うんですけれど、そういったところに2つ問題点がちょっとあるということで整理をしていただいたらと。

- ○藤井会長 今、そういう除外する部分もどこまで認めるかということになるんですけれども、全てにおいて厳密に規制されておるわけじゃないんで、現行は。それはあくまでも皆さん方の判断に頼るしかないんですけれども、今回の例で言いますと、私の考えとしては、どう見ても駐車場のメンテナンススペースが300m²というのはいかがなものかというのが、まずはひとつの思いとしてありますので、その辺のところも含めて皆さん方に判断をしていただきたいと思います。どうぞ。
- ○11番 11番、池田です。今、駐車場スペースは2台分を取ってあるんですよね。それで、配置が変わっても同じ。それで、出力が4.95kWかけるなんぼで49.5kW。これは私、詳しくはないんですけれど、50kWを超えると経済産業省のほうの手続が一段上のランクにいくと思うんですよ。だから、49.5の.....。

- ○藤井会長 管理責任者か何かを置かなくちゃいけなくなるんですよ。
- ○11番 はい。約49.5に抑えるためにこうなっておるので、これはやっぱり今の建蔽率ちゅうのは私どもは重視しなきゃいけないと思いますので、50を超えても……。後に出ますけれど、恐らく50を超えるわけですから、その50を超える、そこに境があるから50以内にしたいちゅうのがあるんです。簡単にできるほうがいいから、そういうことでしょう。
- ○藤井会長 ほかに御意見ございませんか.

今、池田委員さんがおっしゃいましたように、49.5kW以下に抑えると管理責任者、そういう者を置く必要がないということで、大概のところは49.5の50kW以下に抑えて物事を進めておるような現状があります。

だから、さっきの話だったかな、2 番を見ていただいても、これも4 9.5 なんですけれども、これだけの面積ですと2 番のように $---m^2$  あればできるんですよね。それが今回は----でも同じ4 9.5 ということですので、この辺はこういう観点からも農地の利用を有効的に使おうという意味からはちょっと問題があるんじゃないかなあというふうには思いますので、-0、委員がおっしゃったように規制を加えるべきじゃないか、建蔽率というのはある程度重視しなくちゃいけないというふうには思いますけれども、どうですかね。どうぞ。

- ○6番 6番、倉重です。皆さんが今おっしゃったように、建蔽率の面からも発生量の面からも、この計画はちょっと無理なところがあるんじゃないかなあという感触を持ちました。だから、ちょっと保留という考え方でいいのかなと思っています。
- ○藤井会長 今、保留してはどうかという意見が出ましたけれども、どうですか、皆さん。
- ○2番 2番、石川です。駐車場が300というのも大きいと思うんですが、駐車場とか資材置場に 転用する場合は図面をつけてもらっていますよね。資材置場はここに何を置く、ここには何を置く と。駐車場であったら何台の車を置くとか、そういうのをつけてもらっているので、大きな駐車場 が必要な理由は当然いるんじゃないですか。300ちゅうのは。図面をつけてくださいちゅう形 で。
- ○藤井会長 ほかに御意見ないですか。
- ○7番 7番、木原です。一応、保留とかいろいろ意見が出たんですけれど、今回保留して考えても らっても、もう状況は変わらないんじゃないかなあと思うんですよね。この際、採決してもらった ほうがいいような気もします。基準を、このパターンはもう駄目だというのをこの場ではっきりさ せてもらいたいなと思います。
- ○藤井会長 ありがとうございます。

これまでの御意見ですと、今の状況ではこれはとても許可するという状況にはないという御意見だと思います。その上で保留にすべきか、今の御意見、却下すべきか、承認しないということでは

っきりさせるか、どちらかになろうかと思いますけれども、どうですかね、皆さん。その2択しか 方法はないと思うので、これはちょっと採決させてもらっていいですかね。ですから、これはもう 許可にするか、保留にするかを皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

不許可でよいと思われる方は挙手をお願いします。

# (賛成者挙手)

○藤井会長 ありがとうございます。賛成多数ということで今回の案件は、これは承認しないという 形にさせていただきたいと思います。

次回からも建蔽率の問題につきましては、ある意味の基準になろうかと思いますので、今後の判断にそれを防府市としては生かしていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

ということで、議案第10号の5番は不許可といたします。

続きまして……(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)どうぞ

- ○事務局 すみません。不許可の場合、不許可の理由を付して先方にお返しするんですが、不許可は どういう理由ということで、
- ○藤井会長 これは農地の有効利用に反すると、建蔽率に問題があると。
- ○事務局 規則第57条第4号が申請に係る農地等の面積が、申請に係る事業の目的から見て適正と 認められないこと、これに該当するという。不許可の理由はこれということですね。
- ○藤井会長 はい。
- ○事務局 分かりました。
- ○藤井会長 皆様、それでよろしいですよね。(「はい」と呼ぶ者あり)じゃあ、そういうこととして回答してください。事務局、よろしいですか、それで。

では、次に行きます。6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第10号の6は、太陽光発電のため所有権移転の申請です。

譲渡人にお会いはしたんですが、高齢でやっと歩けるというような感じで、もう農業をやらない ということです。これで農地は多分最後だと思うんですが、全部手放すということです。

それから、業者のほうについては、資料の56ページにあると思うんですが、この業者だということなんですが、事業計画書が出ていると思うんです。56ページ。ちょっとさっき気がついたんですけれど、50ページの今、問題があった事業計画書にそっくりなんですけれど、パネルのところが違うだけで。パネルと業者のところが違うだけで、あとはそっくりこのまま一字一句違いなく出ているんですが。

太陽光発電事業を全国で行っていますとなっていますが、この業者については昨年11月に設立された業者で実績はゼロだと確認をしています。したがって、この事業計画書はちょっと問題があるのかなと思います。問合せたときにはちょっとここは気がつかんじゃったんですが、何か既定の

形があって、このぱっと合わせよるだけではないかと思います。あまりにも似過ぎちょるので。

業者なんですが、今言いましたように――になっていますが、電話は――でした。――というので事務局で尋ねましたところ、――――もあるそうです。電話をかけたら―――ですという方が出られました。―――とかの――――との関係はどういう関係なんですかと聞きましたら、会社の基本的な部分ですよね。その方は、私は分かりませんということなので、とても業者としてはどうなのかなあという業者さんでした。その後、電話を頂いたんですが、子会社ですということです。

それから、太陽光発電を造るために、子会社を設立しては合同会社という格好で設立してというところでちょっと不安はあります。将来その会社はどうなるか分からないというところがあるんですが、100%出資の子会社だそうです。

現地周辺の確認は61ページにあるとおり、とられているんですが、55ページに緑に囲まれているところが該当のところなんですが、この周りに家があるんですけれど、ここは大体1mぐらいかさ上げがされています。

21年の水害のときにこのページの左側のほうに全部水がたまりまして1週間ぐらいプール状態だったところなので、今後もかさ上げをしていくんだろうと思うんですが、特にページの一番左側の長方形の田んぼがあるんですが、これはもう地主さんに聞くと業者と承諾ができているという話なんですが、――になるんじゃないかと思うんです。そうなったときにここは水につかりますよという話をしたんですが、そういう情報がなかなかつかめないので今回はこのままやりますということなんですけれど、何のためにされるのかが説明からもよく分からないところがあります。

内容的にはそろっていますし、先ほどから問題があった建蔽率等も問題ないです。特に、ここがいけないというような指摘をするところはありませんが、会社が信用できないというところだけです。報告は以上ですが、皆様の御審議よろしくお願いします。

- ○藤井会長 審議に入ります。御意見がある方はお願いします。どうぞ。
- ○5番 5番の原田です。ちょっと聞いておきたいんですけれど、左側の―――、縦になっていますけれど、ここは集落があったというふうな話、それから住宅地に変わるというふうな話がありましたけれど、こことの話は承諾関係がこの中には書いていないけれど、61ページです。その辺は大丈夫ですよね。

それと―――ですが、この61ページは宅地になっていますけれど、57ページは田になっていますけれど、その辺は農地なんですかね。それと、これは設置の割合が50%を超えて結構きつきつという状態で大廻りにフェンスを建てられると思うですけれど、その辺の問題はなかったのかなというふうにちょっとお伺いですけれど、よろしくお願いします。

- ○藤井会長 地元委員さん、分かるところを説明してください。
- 2番 フェンスは建てますということだったのでいっぱいいっぱいに建てられると思いますが、そ

の辺の工事とかは地元の業者に依頼されておるようです。----だったかな、がやっていきますということで、あとの管理もそこがやりますということでした。

それから、----、これは宅地が正しいです。ここは譲渡人が所有されていまして、ここから資材を入れるということになっていますので、問題は特にないと思います。

それで、61ページなんですけれど、宅地が上側のほうの家は北向きがほとんどです。そして、 東側のほうは家が南向きに建っていますので、フェンスがいっぱいに来ても特に問題にはならない と思います。

- ○藤井会長 よろしいですか。ほかに、どうぞ、
- ○6番 ちょっとお話しされたことは根本的なことなんですが、皆さんも思っておられるかもしれませんが、会社のことを説明できないというのはどういったことなんでしょうか。ちょっと基本的なことすぎて、どうしようもない会社かなと思ったりもしましたので、いかがでしょうか。
- ○2番 要は、受付のための人を置いちょるんです。さっき言いましたように、――――あるので、 どの会社の名前で語ってもその方が出られるということ。このパターンは―――、―――の パターンです。あそこに電話をかけたら―――ですという、―――で電話をかけたら――― で出てきます。だから、受付で――――は多少答えてくれますけれど、今回のこの会社については まだその辺が慣れていないのかなあとは思います。
- ○藤井会長 たしか一つの会社の名前で、連たんで2個までしかできないんですかね、開発が。何か縛りがあって、続けてそれを一気に周辺を開発できないので、会社名を変えると隣接した開発もできるようなことを以前に聞いたことがあるので、そのためにわざわざ名前を変えてするための会社をいろいろ子会社は持つというような流れだと思うんですよ。

ですから、もともとその会社がどうなのかというのは確認しようがないんですけれども、事務局としてはその財務状況は会社ごとに何かで確認しとるんですよね、資金の問題は。

- ○事務局 そうですね、業者の方からは定款やあとは資金計画ということで通帳とか、そういったものを提出させております。
- ○藤井会長 委員会としてはそれを信じるしかありませんので、会社がどうなっておるかというのは ちょっと把握できない点があっても仕方がないんじゃないかなというふうに思います。
- ○事務局 ちなみにちょっと補足なんですけれど、今回の業者は――――ですけれども、 先月たしか――とかで出た案件で――――だったんですが、あれと関連会社ということに はなります。
- ○藤井会長 では、石川委員さんから御指摘があった、この事業計画書の中には全国展開で行っていますというのは、これはまるっきりうそではないという理解でいいんですかね。
- ○事務局 ----全体としてという意味なのかなと思われます。---としては、全国というよりは多分

まだこれからかもしれないですけれども。

○藤井会長 仕方ないですよね.

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

# (賛成者举手)

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番の弘中です。議案第10号の7の許可申請は、譲渡人の農地を譲受人から借り受けて太陽光発電設置のために転用したいという申請です。現地確認を2月9日に事務局2名と原田委員で行いました。2月10日に代理人———、2月15日に譲受人にも電話で聞き取りを行いましたので報告します。

現地は、資料 6 3 、 6 4 ページのとおりです。 -----の--を----より南側へ約----mのところに位置しており、農地区分は第 2 種農地となっています。

申請地の状況は、----となっています。譲受人は高齢で後継者がおらず、維持管理に苦労していたとのことで、譲受人より話があり、今回話がまとまったとのことです。

隣接の土地所有者のほか、----への説明承諾書については70ページですが、見たら番地が違っちょったし、説明方法も違っているし、挨拶状況もちょっとおかしいので聞き取りをしまして、最終的に差替えの70ページのとおりになっております。

事業計画書及び被害防除計画書の内容につきましても、特に問題点はなく、周辺農地等に関わる 営農条件に障害を生ずるおそれはないと思いますので、本件については転用もやむを得ないと考え ます。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

では、ここも本来ならば1種農地になるところなんですけれども、----から---mにあるということで2種農地になっております。今、話が進んでおる状況を見ましても、この辺りはずうっと上が----なんですけれども、その東側の辺りはずっと今後も太陽光開発の話が出てくるようですけれども、現状では仕方ないかなというふうな思いはしておるところです。

何か御意見ございますか。よろしいですか。

#### (「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

#### (賛成者举手)

○藤井会長 ありがとうございます、全員賛成ということで、7番、承認いたします。

引き続き、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番の弘中です。議案第10号の8番、申請許可は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受け、太陽光発電設備のために転用したいという申請です。現地確認を2月9日に事務局2名と原田委員で行いました。2月13日に代理人―――に電話で聞き、2月14日に譲受人に聞き取りを行いましたので報告します。

隣接の土地所有者のほか、---への説明承諾書につきましては、77ページのとおりであり、 事業計画書ですが、下から4番目のところに何か中途半端な説明が書いてあったので、ちょっとこ こをもう一回新しい水利組合長さんに話を聞いて、それから差替えてくださいと言ったら、この差 替えの新しい74ページの事業計画書が出てきました。

被害防除計画書の内容につきましても、特に問題点はなく、周辺農地等に関わる営農条件に障害を生じるおそれもないと思いますので、本件については転用もやむを得ないと考えます。皆様の御 審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

# (「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

#### (賛成者举手)

- ○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。 続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。
- ○13番 13番、熊安です。議案第10号の10は、先月1月の議案、1月17日に議案第10号の保留だった部分です。この保留になったいきさつは、近隣住民、隣接地の所有者の皆さんと譲受人との話合いが1月28日になり、1月17日の月例総会に間に合わなかったため、2号の2の議案を保留にしていましたが、今回、話合いの結果、皆さん了承をされたとのことです。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。
- ○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見ありましたらお願いします。どうぞ。
- ○7番 7番、木原です。今回ちょっとこれは大きい田んぼに見えるんですけれど、この農地のこれ

は設置割合ですか。この設置割合はどうなんでしょうか。

- ○藤井会長 設置割合、事務局、分かりますか。
- ○事務局 3か所ありますけれども、事業計画書、順番に1つ目が41.8%、2つ目が39.2%、3つ目が48%ということで、おおむね問題はないかと思われます。
- ○藤井会長 10番の審議ということで御意見をお伺いしたいと思いますけれども、ございませんか。

今、地元委員さんから説明がありましたように、これは先般保留になった案件というのが、地元 説明会が前回の月例総会の後に予定されておりましたので、その意見を聞いて判断しようというこ とで保留になった案件です。

今回、予定どおり地元説明会が行われまして、周辺住民の方全員プラス----、プラス譲渡人それぞれが参加の下で話合いが行われ、特に問題はなかったということを報告ですので、そういうことでよろしくお願いいたします。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決します。第10番、承認いただける方は挙手をお願いします。

# (賛成者挙手)

- ○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、承認いたします。続きまして、議案第11号、第12号、第13号、一括して上程したいと思います。事務局、説明をお願いします。
- ○事務局 それでは、御説明をいたします。議案書は5ページからになります。

議案第11号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)についてで、令和6年2月26日公告予定の利用権設定が3件提出されております。この3件の集積面積は1万2,913m<sup>2</sup>で、利用権の内訳は、所有権の移転が1件、使用貸借権が2件です。計画の内容は議案に記載してあるとおりです。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正 前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えます。

続きまして、議案第12号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)、議案第13号農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用集積等促進計画の公告)について御説明します。議案書は7ページになります。

議案第12号、13号につきましては、県で公告予定の利用権設定が14件になります。農地の

- ○藤井会長 今回の議案の中に-----、----、-----、------、------、-------。それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。
- ○6番 6番の倉重です。議案第11号の1についてちょっとお伺いしますが、譲受人は存じておりますが、経営面積が猛烈になっておりますが、これは全部借入ですよね。経営面積、全部借入ですよね。その辺はどのように。2.4 haあるんですよね。だったら労働時間でいうと早く考えて4,800時間になるんですよ。この辺はどういうふうに、これは農林水産振興課に出てると思うんですけど、どういうふうにうまいことやっていかれるんでしょうか。その辺すごく気になります。1人でやれる面積じゃないはずです。強烈ですよね、これは。
- ○藤井会長 地元委員さん、現状がお分かりでしたら説明いただきたいと思うんですけれども。
- ○6番 それなら、これは現実問題としてちょっとある程度のところがあるんです。だけれど、だましだましやっていくのかなあという感じです。結構きついなあと思うんです。
- ○藤井会長 これは――――さんのところ、ほぼほぼ全面今回、経営移譲なさったわけですよね。今までお二人でやられていたのを今は譲受人、これは―――ですよね。譲受人の―――、――が少しずつ手伝っているというお話も聞きますけれど、その辺はどうなんですかね。
- ○6番 今、方策としては―――が手助けに行っているということは聞いています。あと収穫時には何人かに手伝いをしていただいておると。そういう展開になっていますからやれんことはないけれど、結構草が繁茂してちょっと荒れているから、これはきついなあという感じを持っています。
- ○藤井会長 これは御面倒ですが地元委員さんで状況をちょっと確認、聞きとりに行ってください。――のほうもどういう状況かしっかり把握して、今後も営農を続けていけるような手助けはしてあげたいと。よろしくお願いします。

確かに----がやられとった跡を継がれて-----もされていますので、やはり大変だろうと思います。その辺のところは皆さんでよろしくお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

では、私のほうから。これは中間管理機構を通して農大にだいぶ利用権の設定がなされています よね。これを見ると賃料というか、貸付料にいろいろ差があるんですけれども、これはどこに聞け ば理由が分かるんでしょうか。

○事務局 これに関しては、農林水産振興課のほうで話を受けているようです。

- ○藤井会長 あくまでも相手方との交渉によって、個別にそれぞれ値段が変わっとるという理解なんですか。玄米60kgとか120kgとか色々あるでしょう。
- ○事務局 お時間いただければ調べます。
- ○藤井会長 はい。また今度調べてください。調べていただければと思います。
- ○事務局 はい。
- ○藤井会長 ほかに御意見がございましたら。また目を通されて何かありましたらお問い合わせお願いします。

# (「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。議案第11号、第12号、第 13号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

# (賛成者举手)

○藤井会長 ありがとうございます。全員挙手ですので、議案第11号、第12号、第13号は承認 いたします。

続きまして、議案第14号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は22ページ、資料は別冊とじとなっております。議案第14号は、非農地判断についてで、今回提出された件数は2件480筆です。

受付番号1は--、受付番号2は--です。現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で非農地と判断するものです。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 地元委員さん、調査お疲れさまでした。膨大な量ですので、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、議案第14号の1、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、貞平です。――の非農地判定について説明申し上げます。対象となる農地の確認を 11月の29日、12月の6日、25日、1月の12日と4日に分けて事務局及び地元推進委員と 私で行いました。

対象となる地域は、--の山の周辺、東側から北側、西側から----の南側辺りほぼ全域にわたって山林化している一帯となります。これまで---は令和3年度、4年度と非農地判定をしてもらっておりましたが、未完了となっていた部分も今回確認したということです。今回の確認で現時点での--の非農地判定は一応終わるということです。

では、別冊の図面を御覧ください。議案第14号、1の1、ここで1ページに写真の枠がありまして、1から9まであります。次に、61ページを見てもらうと、ここに10から14までの場所があります。そして最後は、86ページに10号から21号、この地域を回っております。

写真の量もかなり多いんですが、山とかハイキング、山かよう分からんようなところ、道なき道

を歩きましたので、よくこの写真が撮れたなあと感心しております。——の天気は悪くはなかったんですが、結構寒い日もあったんですが、未だにこの写真でどこがとこかというのか私もよく説明できません。道なき道を歩きながら重村さんですが、カメラを持ちながら、パソコンを持ちながら、地図も持ちながら後ろについてもらいましたが、大変だったと思います。この周辺の資料をよくまとめられたと感心しております。

いずれも山の中で周囲には雑木、竹が密集し、森林の様相を呈しており、周囲の山林と一体となっている状況にありました。農地に移転するためには物理的な条件整備が終始困難な状況であり、ついては非農地と判定するのが適当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

# (賛成者挙手)

- ○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第14号の1、承認いたします。 続きまして、議案第14号の2、地元委員さん、説明をお願いします。
- ○14番 14番の末廣です。議案第14号の2、これは――地区ですが、非農地判断を行いましたので報告いたします。

ページで103ページ、1、2、3、4、これが大体、----より西へ400mから600m先、----、通りの手前の辺りです。これが4か所、これはずうっと写真を見てもらうと分かるんですが、谷底やら山の麓やら、ほとんど竹やぶと木が繋茂しておって大体行けるところまでは行ったんです。ところが、もう行けんところもありました。

そして次が非常に簡単で申し訳ないんですが、次は125ページ、5、6、7、8、9、10、これは特に10番は-----東側で、5、6、7、8、9、これは----といって、---と---のちょうど中間点辺り、電車に乗られる方々は家がとんびとんびあるのを見られたことがあると思いますが、その辺りです。特に6、7番、ここは-----という集落でして、これはかなり広い土地が非農地みたいで、昔は畑だったんですが、今はもう原野になっておりまして、それが127ページ以降にずうっとあります。

 ります。以上、報告を終わります。

- ○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はよろしくお願いいたします。どうぞ。
- ○11番 11番、池田です。この議案について、特にということではございません。今回、非常にたくさん非農地判断が出ています。今までもたくさん出ました。これは農業委員会に直接関係ないと思うんですけれど、農林水産振興課ですかね、農振地域なんですよね、これは全部。だから、農振地域の線引きはどうなのかなと、ちょっとそういう疑問になるんですよ。

今日の地域計画の話じゃあ、農用地区域をやっぱりちょっと増やすというか、面積が減るから、 国が農振地域を確保するちゅう方向があるんですよね。だから、それと、これだけ非農地がどんど ん出ると線引きが今後どう……。農林水産のほうですけれども、どうなのかなあと。そのときの線引 きにどの区域をしましょうかというようなのが10年に1回ぐらい見直しされているんですけれ ど、どんどん変わってと、ちょっと一般的に思ったんですけれど。

- ○藤井会長 何か意見を求めますか。
- ○11番 ちょっと農林水産のほうへ聞いていただければ、これだけの非農地なので全部外れていきますよということで。
- ○事務局 そうですね。一応、非農地判断した場所は全部、情報共有ということで農林水産振興課にもお話は流しています。一応この非農地判断のマニュアルというか、指針的なものが出ている中では、そういった農用地であっても非農地判断は行ってよいということになっていますので、もう山林化した農地は非農地判断を行うということはできるんですけれども。
- ○11番 それは農林水産振興課のほうも農用地ちゅうのを外すということですか。
- ○事務局 いいえ、除外はまた別のお話になるのだと思うんです。
- ○11番 線引きのほうは終わっちょるということですか。
- ○事務局 そうですね、はい。ただ、うちのほうがもう農地台帳からは落としますし、先では登記地目も山林という形では届けますので。
- ○藤井会長 除外も慎重にならなければならないんでしょうけれど、今日農林水産振興課から先般説明がありましたように、農用地が国全体でどんどん減ってきておるんですよね。国が自給率を確保するために目標にしている農用地が397万haなんですかね、それが現時点でもうそれを切りそうな勢いで農用地を確保しようという動きになってきております。

その一つの手段として、除外を国が管理したいと地方に任せておけないという流れになりつつあるということがひとつと、地域計画を策定し、その中で担い手と位置づけられるような者が耕作する農地は積極的に農用地にしていこうというような流れ、これは恐らく実現すると思います。国も、そういうふうにして何とかその農用地を確保しようという動きがあるという中で、非農地との整合性、これは何らかの形でとっていかなければいけないとは思います。それはまた色んな機会に

話し合う機会を持ちたいと思います。どうぞ。

○2番 2番、石川です。私のところでも今、見て歩いているんですが、どう見てもこれは植林をしたんだよなというところがちょくちょくあります。

今日の―の写真なんかでもそういうのが入っていますが、ずっと昔に、永年転作といって木を植えてよいというときがあったと思うんです。田んぼであれば、それは細目書で定着か何かで載っちょるんじゃないかと思うんですが、先にそれを除外していただくと少し楽になると。畑の場合は分からんと思いますけど、確認をしてみていただくと助かります。

- ○藤井会長 これよく分からないんですけれど、植林したら、これは転用になるんじゃないかと思うんです。非農地になるんじゃないかと。杉とかヒノキとかを植林すると。転用案件でしょう。
- ○事務局 植林は転用です。
- ○2番 ――見て歩くのに、ところどころにあるんです。これは等間隔で杉が植えられちょるんです。いつ頃だったんですかね、永年転作というのは。だから、木を植えたら永年転作に。まだ転作の補助金の時代ですよ。転作の補助金を出します。それっきりもう削除になりますよというのがあったんですが、その辺の情報を農林水産振興課と農地台帳がつながっていなかったんじゃないかというのを思っているんですが。
- ○藤井会長 その辺は確認してから。確認できるものはちょっと農林水産振興課と相談して確認しましょう。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 それでは、以上で議案審議を閉じたいと思います。

報告事項が第9号から第14号まででございます。目を通していただいて、何か御意見があれば お伺いしたいと思います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤井会長 それでは、以上で議案審議は閉じたいと思います。

午後4時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 2月16日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員